

《書 評》

宮本憲一『環境政策の国際化』

(J. JEC 環境叢書シリーズ6)

実教出版, 1995年

坂 本 忠 次

I

環境問題、環境管理と税制を含む環境政策をめぐる問題は、今日、日本の地域社会の問題のみにとどまらず国際的な性格を帯びてきている。それは、1972年のストックホルム会議が「かけがえのない地球 (Only One Earth)」をかかげて以来地球環境問題は深刻化し、1992年のリオ会議で「維持可能な発展 (Sustainable Development)」がスローガンとして大きく取り上げられたことから明らかである。

本書はこういった時節に、わが国環境問題研究の先駆者として早くから数多くの論文や見解を発表されてきた宮本憲一教授 (現立命館大学) の一連の著作の一冊として、実教出版から J.JEC 環境叢書シリーズの一環として刊行されたものである。著者の宮本憲一教授は、周知の通り、すでに戦後日本の高度成長期の1964年故庄司光氏との共著で刊行された『恐るべき公害』(岩波新書)をはじめ、社会資本研究に新たな地平を開かれた『社会資本論』(有斐閣, 1980年)、経済学における都市問題研究として知られる『都市経済論』(筑摩書房, 1980年)、国家論の現代的解明としての『現代資本主義と国家』(岩波書店, 1981年) など数々の著作を発表された。

特にわが国の環境問題に関する著作としては、その後、『日本の環境問題』（有斐閣、1975年）、『環境経済学』（岩波書店、1989年）、『環境と開発』（岩波書店、1992年）、『水俣レクイエム』（編著、岩波書店、1994年）などを矢つぎ早に発表された。

著者はかつて、宮本教授の『社会資本論』が出版された時その新鮮な問題提起について感動して読み、この書物を中心に書評紹介をかねた研究ノートの本誌に記した記憶がある。今回顧するとすれば、以来すでに15年の歳月が過ぎているのである。当時筆者は国家論について基礎的な研究をしていた時点で、大学院時代から財政学と国家との関係を考察していた頃である。国家財政における軍事費と共に公共投資支出に関係する社会資本投資分野—公共民間の両部門にまたがる—研究の重要性は、当時の指導教授であった宇佐美誠次郎教授や故高橋誠教授らからも示唆されていた点でもあったので、国家論研究の一環としても研究の必要を痛感していたのである。

また、宮本教授が先見的に解明された公害問題については、その後の筆者の研究の舞台となる岡山県倉敷水島地区のコンビナート形成にともなう大気汚染やい草の立ち枯れ、公害患者の発生などとして現実のものとなって来ており、私も特に強い関心を抱いていた分野の一つでもあった。

このような見地から、本稿では、筆者のこれまでの財政学と国家論や地方自治・財政問題の研究をも念頭におきつつ、本書の読後感を述べ、環境管理と財政学研究への今後の課題などについて述べておくことにしたい。

II

「環境政策の国際化」と題する本書は、序章「グローバリゼーションと環境政策」につづき2部に分かれる。第Ⅰ部は国連環境会議の歴史的意義についてふれてある。第Ⅱ部は日本はなにをなすべきかにふれている。

まず序章では、国際化時代において各国・地域の環境問題に大きな影響を

与えているものに多国籍企業を中心とした生産力の発展と同企業の国境をこえた大規模化の問題があるとしており、著者は、現代の“リヴィアサン”の問題をここに求めることから始めている。

そうして、環境問題が地球規模化した現代において、サステナブル・ソサエティ（「維持可能な社会」）を求める世論と政治とのギャップが顕在化したことを指摘される。アメリカの副大統領ゴアの『バランスの中の地球』に匹敵する著書を日本の代表的政治家が書いていないばかりか、いまの連合や全労連など日本の労働組合も、地球環境問題について具体的な政策をもって NGO（非政府組織）をリードするような運動をしていないことを著者はまず指摘している。

宮本教授は、これまでの国内の公害や環境問題に加えて、国際的な環境問題の局面を指摘される。「公害輸出」という言葉に象徴されるが、著者は本書で、特に(1)多国籍企業の責任と被害の階層性、(2)市民社会の規範としての企業の社会的責任—欧米と日本のギャップ—、(3)国際的環境管理組織の提唱などを行うことを課題とされる。そうして、戦後経済の高度成長のもとで水俣病患者の救済問題などをはじめとする1960年代後半以降の革新自治体の環境政策や公害裁判の成果—いわゆる「日本の経験」—を今後どのように評価していくかが課題だとされるのである。

つづいて第1部の第1章では、国連環境開発会議の歴史的意義が取り上げられる。ここでは、1972年ストックホルムでひらかれた国連人間環境会議以来20年後の1992年6月、ブラジルのリオデジャネイロにおいて国連によって開かれた環境と開発に関する国際会議—世界105か国の首脳をふくむ178か国の政府代表による「地球サミット」と100か国をこえる4000の NGO 代表の国際 NGO フォーラムほか—の意義が強調される。20年前にはソ連・東欧など社会主義国は出席していなかったのに、今回は、キューバをはじめ社会主義国や発展途上国のほとんどが出席している。この大会は、発展途上国の経済危機と環境問題や旧社会主義国の環境問題をクローズアップさせた。また、

このリオ会議の成果—NGOの独自の「地球憲章」が発表された—と同時に欠陥にもふれられる。

いずれにしても、リオ会議を通じて、地球環境問題の解決にあたっては、「市場の欠陥」と「政府の欠陥」をこえる新しい社会経済システムがもめられるに至っていると著者は指摘するのである。

第2章は、アジアの環境問題と日本の責任についてである。筆者が特に注目した点は、今日アジア諸国の経済成長が見られているが、資本形成、産業構造の変化、都市化の中で、アジアの環境問題はきわめて深刻となっていることである。特にいわゆる NIEs に比べて ASEAN 諸国の公害問題が深刻になっている。

それは、大都市を中心とした大量消費生活と大量の廃棄物の発生—例えばバンコク市やソウル大都市圏—に象徴されている。この点は、筆者も近年の韓国や台湾の大都市などを訪れて同様な体験を得ているが、著者は、環境問題深刻化の原因となるキーワードを、「アジア経済の生活面の後進性と生産力の急進性」(88ページ)に求めている。このキーワードのもと、著者は、この分野での近年のいくつかの業績などを紹介しつつ、アジアで起こっている環境問題を(1)産業革命期に起こったような産業公害など古典的な都市問題、(2)自動車交通の渋滞と大気汚染・騒音公害など先進工業国と同様の現代的都市問題、(3)大量消費生活にともなう大都市の廃棄物問題、(4)外国資本によるリゾート開発や外国人観光客の増大による自然破壊(とゴミ・悪排水の増大)、など4つの環境問題の重複性においてとらえている。今世界経済の中で急速な成長を見せているアジアの環境問題を、著者が積極的に取り上げていることが本書の最大のメリットであろう。

第3章は多国籍企業と環境問題であるが、著者は、上記のようなアジアの環境問題や南北問題を引き起こしている重要な原因を多国籍企業の行動に求めており、「公害輸出」と多国籍企業の間接関係をアメリカや日本のケースについて検討している。多国籍企業の肯定論者はそれが世界経済の資源配分を適

正におこない、経済的厚生を高める経営組織であるとするのに対し、批判論者は、進出国の資源や労働力を低価格で搾取し、本国に利潤をもたらす独占資本の一形態としている。著者は多国籍企業は資本の最高度の発展形態で利潤追求という資本の本性をもっているところから前者の意見にはくみすることができないとしているが、同時に、多国籍企業が資本主義的な国民国家の枠組みをこえてグローバルに活動することによって、これまでの私企業の原理とは異なる経営原理をもちはじめていることにも注目している。

多国籍企業の公害解決の困難性については、カナダのインディアン水銀中毒事件の貴重な経験が紹介されている。

Ⅲ

第Ⅱ部は、日本はなにをなすべきかについて、第4章の「環境基本法の意義と問題点」、第5章の「環境基本計画をめぐる」、第6章の「エコロジカル税制改革への道」、第7章の「日本の廃棄物問題と法制・経済手段による規制」、の4章から構成されている。

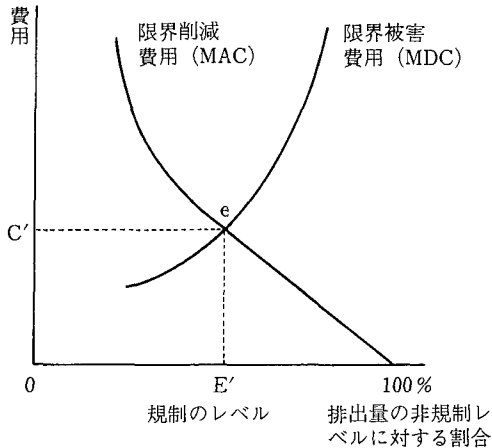
なお終章は「維持可能な社会をもとめて」、であるが、著者は、結論として Sustainable Development のために、20世紀の新自由主義の潮流が進行している産業資本主義とソ連型社会主義の二つのシステムが生んだ「政府の欠陥」と「市場の欠陥」の双方をのりこえる課題があるとされている。どのような社会システムが必要なのか、マルクス主義を含む社会科学はいま、その解答をもっていないと若干悲観的であるが、いま環境の危機の中から、新しい未来社会論がもとめられ、同時に実行可能な政策科学への道が求められている、と本書を結んでいる。

第Ⅱ部もそれぞれ重要な章から成っているが、紙数の都合もあり、特に財政学を研究している筆者の最も関心の深い第6章の環境管理と税制をめぐる問題と第7章の廃棄物の有料政策に限って著者の見解などを紹介し最後に若

干の感想などを述べておこう。著者は、環境政策の手段は、(1)公共機関による直接規制と誘導、(2)経済的手段の導入、(3)環境教育による自発的な環境保全活動、の3つがあるとしている。そして、著者は、(3)を基盤としつつ、公共政策の手段の有効性を吟味するために(1)と(2)を対象として検討すべきとする、とされる。

最大の問題は、経済的手段としての環境税の導入問題であるが、経済的手段が直接規制より有効だとする石弘光編・環境税研究会『環境税』⁽⁴⁾（1993年刊）やOECDの“Taxation and the Environment-Complementary Policies”の見解について疑問点を提示している。それは、企業や個人の経済活動が生み出す社会的費用をコストとして負担することによって内部化していこうとする新古典派経済学の均衡理論（図1参照）に対して、損害の中には、貨幣

図1 汚染の費用・便益と政策手段



（宮本憲一，同書による）

で補償不能の絶対的損失（例えば水俣病に見る生命・人体の侵害）をふくんでいるので、最適許容限度を設定することに問題があるというのが著者の立場である。この点は、著者の前著（『環境経済学』）の中でも新古典派経済学

者フリードマンへの批判などとして展開されている。

経済的手段には、(1)補助政策、(2)課徴金・環境税、(3)デポジット制度、(4)排出権売買制度、(5)環境保全基金制度などがあるが、補助金と課徴金については、公害防止技術の開発のためには課徴金の方がよいとしている。補助政策の中身についても自然エネルギー開発との関係などでそれぞれ検討されている。

環境税については、定義が必ずしも明確でないのが現状である。国際的には、地球温暖化防止目的から始まり、(1)石炭・石油などの化石燃料の炭素分に応じて課税する炭素（重量）税と、(2)原子力発電を規制する目的をふくんでエネルギー抑制のために課税するエネルギー税、が通常の環境税であり、北欧諸国とオランダで実施されている。

スウェーデンは1991年の税制改革で二酸化炭素税を導入し、93年1月以降一般用と産業用を分けている。石油1 m³当たり一般用920クローネ、産業用230クローネ、石炭1トン当たりそれぞれ800クローネと200クローネとなっている。エネルギー関連の環境税は、92/93年度で465億ギルダー、歳入全体の10%に達している⁽²⁾。

オランダは、すでに早く1989年国家環境計画を発表し、90年以降燃料として使用されるエネルギー源に課税した。税率の50%はCO₂に、50%はエネルギー分（発熱量）に設定されている。

デンマークは、1992年炭素税を導入した。CO₂排出量1トン当たり100デンマーク・クローネとしている。

このほかノルウェーやフィンランドも炭素税を導入している。

わが国の財界、とくに電力・石油などのエネルギー関連業界は環境税導入に反対または消極的である。環境税によって、エネルギー・コストが上がることを恐れている。

さいごにワイゼッカー教授（『地球環境政策』の著者）の環境税制導入の提案を紹介し、もっとも現実的かつ総合的と評価している。著者はエコロジカ

ルな租税原則としては、(1)負担の公平、(2)参加、(3)効率、(4)環境の負荷の減少の四つを上げている。

第7章日本の廃棄物問題については、著者は経済的手段（有料化やデポジット制度）だけでは不十分で、ごみでは減量とリサイクルのため市民の自発的な分別収集を基礎にして進めるべきとしている。また、こんご環境問題として産業廃棄物の公害への対策が重要となるとして、土壌汚染対策の事例について検討している。また、日本の廃棄物問題の国際化（中古のコンピュータやテレビ、自動車などが有害物質と共に輸出）についてもふれている。

Ⅳ

以上、Ⅱ部8章（終章を含む）にわたる本書の概要について述べてきたが、最後に本書が提示した経済学等の問題点並びに筆者から見て今後検討されていくべきと考える課題などをいくつか述べて結びにかえよう。

その第1は、社会主義体制の欠陥と経済学研究と環境問題についてである。今日、旧ソ連邦の崩壊によりソ連型社会主義体制の欠陥がいくつか指摘されているが、それは社会主義の環境問題への対応や環境政策の貧困の事態を見ても明らかである。では、この点は、そもそもマルクス主義経済学の中にある基本的な欠陥であり問題点なのであろうか。著者はこの点について前著で、「環境経済学は一部のマルクス経済学のように、資本制蓄積との関係に一元化するだけでは不十分」と述べている。それは、『恐るべき公害』（1964年）や『社会資本論』（1967年）で展開した所説への著者なりの反省でもあったと見られるが、著者は、一面で、「産業革命期の公害を資本主義の社会問題としてとりあげたのはマルクス＝エンゲルスである」とし、エンゲルスの『イギリス労働者階級の状態』（1845年）を大きく評価している。この点は、今日のアジア社会の前述した環境問題の現実には一部適用できるもので

あろう。

「マルクス＝エンゲルスは経済現象を資本主義的生産関係のせまい枠の中にとじこめず、まず自然と人間の関係から出発し、広義の経済学への道をひらく史的唯物論の立場で歴史的に考察している」「マルクス＝エンゲルスの理論は公害・環境問題を理論化する思想を示したとあってよい」として一面で評価されてもいるが、この点は筆者も大筋としては賛成である。

しかし、著者も指摘される通り、マルクスは、現代のグローバルな形で進行している環境問題を見ることはなかったのであり、その経済学的解明には限界があったがこの点との関係をどう考えておくかである³⁾。一方、近代経済学の環境理論も厚生経済学や新古典派の均衡理論—社会的費用の内部化を中心に—限界を有するものとなっている。

上記の点で、著者は、前著で「中間システム論」なるものを提案されたが、本書では何故かこの理論は展開されていない。環境政策の国際化が問題となる本書でも、今少しこの理論の具体的な展開を図ってほしかった。

第2は、アジアの当面する環境問題について4つの局面を提示されており、筆者も多くの示唆を与えられたことを感謝しておきたいが、これへの対応としてアジア諸国の具体的な環境政策の前進のために、公害問題の先進国である日本（及び各地域の自治体）は今後どのような貢献なり援助ができるのか、また何をなすべきであるのか、この点も何らかの示唆なり提案なりをしてほしいと思われた。もちろん、これは著者一人だけの問題ではなく、日本環境会議をはじめ、日本政府・各自治体・アジア各地に進出している民間企業の問題でもあろうが—。

第3は、環境管理と税制に関する研究課題についてである。著者の整理によれば、現在環境税を実施しているのは、北欧諸国のスウェーデンや、オランダ、デンマークなどいくつかの国に限られるとされる。管見によればドイツの排水課徴金⁴⁾の問題もあると思われるが、これらの評価についてもふれてほしかった。また、著者は、環境破壊が不可逆的な自然破壊や人間生命の

損傷といった貨幣で補償不能の絶対的損失をとまなうところから、最適許容限度をめざす新古典派の理論に基づく経済的手段（環境税の導入）の発動には限界があることを主張されている。筆者も原則的には賛成であるが、財政学上の課題—とくに地方分権化と地方税制充実の視点—からすれば、環境税の採用と充実は、今後のわが国でもそれ自身意義のある税制改革の方向ではなかろうか。環境税（又は課徴金）の採用は、民間資本の投資活動に対する一定の抑制効果となる場合もあり、わが国での炭素税や排水課徴金等の導入の可能性をさらに検討していくべきではないかと思われる。筆者の見解では、円高差益なども含め膨大な利潤を発生させている公益企業としての電力業などへの環境税ないしはエネルギー税の導入が何らかの形でまず実施可能なのではなかろうかと考えている。今日、電力業が支出している膨大な広告費（環境対策PR費）事例から見ても明らかであろう。また、廃棄物対策では特に産業廃棄物への有料化のよりキメ細かい検討なども今後必要ではなかろうか。

いずれにしても、本書は、還暦を過ぎられた著者の新しい意欲的な著作であり、それだけでも敬服に値するものである。著者は本書を自ら「ピアノソナタ」とされているが、筆者から見れば、ピアノソナタよりも著者のこれまでの公害研究の国際的な集大成としてむしろ「シンフォニー」に近い書物とも考えられるものである。読後の一感想にとどまり不十分な紹介書評となったが先生の今後のご健勝と一層のご活躍を祈って筆をおきたい（1995年8月記）。

注

- (1) 原文は、OECD, *Taxation and the Environment-Complementary Policies*, OECD, Paris, 1993. 石弘光監訳『環境と税制』有斐閣, 1994年。
- (2) スウェーデンの環境税の紹介については、最近の山本香「環境税制改革への方途—スウェーデン」『星稜台論集』27—2 1994年10月が注目される。

- (3) 筆者は、かつて、マルクスの経済学プランと国家財政への上向との関係について記したことがあるが、例えば『資本論』における地代論の箇所や、「都市と農村の対立」の叙述など公害環境問題にもいくつかの示唆を見出し得るとする考え方は今も変わってはいない。ただ、マルクスは、20世紀後半の日本や東アジアの経済成長と環境問題の現実を見ていないことも確かであり、この問題の現代的な展開が課題となるからである。
- (4) 汚水税とも訳されているが、税と見るべきか、公害規制の補助的な経済的手段と見るべきか、などの財政学的な検討課題が残されていると思われる。